別紙様式第十一号の二第２外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十一号の二第３外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表中「前期繰越利益剰余金」を「繰越利益剰余金（当期首残高）」に改め、同様式第３外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同記載上の注意３の次に次のように加える。

４　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十一号第１の２外国生命保険会社等の表記載上の注意４を次のように改める。

４　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十一号第１の２外国損害保険会社等の表記載上の注意６を次のように改める。

６　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十一号第３外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十一号の二第４外国生命保険会社等の表中「

| 為替差益 |
|---|

」を「

| 為替差益 |
|---|
| 貸倒引当金戻入額 |

」に改める。

別紙様式第十一号第４外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表中「前期繰越利益剰余金」を「繰越利益剰余金（当期首残高）」に改め、同様式第４外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷から⑺までを⑶から⑹までとし、同記載上の注意３の次に次のように加える。

４　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十一号の二第１の２外国生命保険会社等の表記載上の注意４を次のように改める。

４　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十一号の二第１の２外国損害保険会社等の表記載上の注意６を次のように改める。

６　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十一号の二第３外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

別紙様式第十一号の二第４外国生命保険会社等の表中「

| 為替差益 |
|---|

」を「

| 為替差益 |
|---|
| 貸倒引当金戻入額 |

」に改める。

別紙様式第十一号の二第４外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表中「前期繰越利益剰余金」を「繰越利益剰余金（当期首残高）」に改め、同様式第４外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意１中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷から⑺までを⑶から⑹までとし、同記載上の注意３の次に次のように加える。

４　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十四号第１の４の表記載上の注意１を次のように改める。

１　持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、保険持株会社が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。